

令和3年4月26日

1学年 保護者 様

川崎市立西中原中学校

校長 安部 賢一

自然教室の今後の見通しについて

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をくださり、心より感謝申し上げます。

5月19日より2泊3日で予定されている1学年の自然教室（長野県富士見町）につきましては、さる4月15日に保護者説明会でご説明いたしました通り、開催に向けて鋭意準備を進めております。

一方、昨日4月25日より5月11日まで東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に緊急事態宣言が発令され、また、本市を含む3政令市を対象とした神奈川県内のまん延防止等重点措置の対象区域が拡大されたことから、ご心配されているご家庭も多いことと存じます。

自然教室は、実施施設が長野県と山梨県の県境にある標高約千メートルの八ヶ岳山中にあり、感染状況を含めた周辺環境が本校のある都市部とは全く異なること。生徒と接触する大人が本校関係者以外は極めて限られていることを勘案すると、市中感染のリスクは川崎よりもかなり低く3日間のコロナ禍疎開ともいえる状況であると考えます。

一方、宿泊を伴うため、仮に感染者が集団に混在していた場合の2次感染（集団内感染）リスクは、通常の学校生活より高いと予想されます。従いまして、実施に当たっては感染の恐れがない生徒および教職員のみで集団を編成することが肝要となります。

従前より本校では、生徒本人だけでなく、その同居家族の健康管理をお願いしておりますが、自然教室実施の2週間前となる大型連休明けより、これを重点的に行ってまいります。状況によっては、生徒本人が健康であっても同居家族に体調不良者がいる場合は、参加方法についてご相談させていただく場合がございます。（教職員の場合は出勤を見合わせます）

併せて、市内では学習塾や学校外での習い事、放課後デイサービスなどにおける2次感染事例が複数報告されております。学校や自宅以外で過ごす場面がある生徒につきましては特段のご注意をお願いいたします。

また、本校関係者が感染者や濃厚接触者となった場合でも誹謗中傷をはじめ、人権侵害がないよう最大限の配慮をして参ります。生徒が陽性となっても疫学調査により濃厚接触者が存在せず休校を要しない場合は全家庭への通知はしませんのでご理解をお願いします。教職員が感染した場合は市が事実を公表し、学校からもお知らせを配付します。

なお、裏面にありますように、今後の社会情勢によっては、やむを得ず自然教室を中止する場合があります。この点につきましてもご理解のうえ、感染防止に向けてご家族ぐるみでご協力を重ねてお願い申し上げます。

以下に、自然教室の実施と中止等の判断について、現時点（4月26日）での見通しについてお知らせします。

（裏面につづく）

1. 自然教室の日程等

行事名称： 川崎市立中学校自然教室（川崎市立西中原中学校自然教室）

主 催： 川崎市教育委員会

実施日程： 令和3年5月19日（水）～5月21日（金） 2泊3日

実施施設： 川崎市八ヶ岳少年自然の家（長野県諏訪郡富士見町）

交通機関： 貸し切りバス（クラスごと）

2. 実施の判断

（1）自然教室を中止する場合

① 主催者の川崎市教育委員会が中止を決定したとき。

② 次のような状況により中止が適切と校長が判断したとき。

ア) 実施日の5月19日～21日が、神奈川県もしくは長野県、山梨県のいずれかに、改正特措法に基づく緊急事態宣言が発令され、実施期間と重なるとき。

※まん延防止等重点措置期間の場合は実施を基本とします。

※過去に政府の緊急事態宣言や重点措置の対象期間と実際の感染拡大状況が異なり、感染が拡大していても発令されなかったり、大きく減少しているのに解除されなかったりする場合があるため、最終的には校長が総合的に判断します。

イ) 本校における校内感染（2次感染）が、実施日の2週間前（5月5日）以降に判明し、当該学年にも関係者がいた場合。

※感染状況、所属学年、濃厚接触者の有無、学校の教育課程、生徒の登校状況等によって異なりますので、一律に中止にするとは限りません。

ウ) その他、実施に支障がある場合。

※例えば、参加者が著しく少なく現地での活動に支障をきたす。現地施設やその関係者に集団感染が確認された。複数の引率教員が濃厚接触者となり安全に引率できる職員体制が組めない。非常変災により安全確保が難しい等、さまざまな事態により実施が困難と判断した場合は中止します。

（2）自然教室の順延について

計画した日程での自然教室を中止した場合は、別日程の実施を検討します。昨年度も臨時休業に伴い5月から9月に順延しましたが、施設の空き状況にもよりますので、順延の可否や日程は後日お知らせします。

（3）中止になった場合の経費について

交通費、宿泊費等は主催者の川崎市教育委員会が負担しているため、中止や順延に伴う取消料（キャンセル料）は発生しませんが、すでに発注した食材や活動のための素材等、受益者負担となる経費は中止のタイミングによって必要な場合があります。その際には諸会費から補填しますので、あらかじめご了承ください。

このことについてのご質問、ご意見等は下記までお願いいたします。

副校長（仲野）、教頭（中野） 777-2239